

市人事行政の運営状況

問 職員課(7階)

☎561-2314、FAX561-2490

お知らせ

市民の信頼のもとに透明性の高い市政を進めるため、市職員の給与や配置など、人事行政の運営状況をお知らせします。

職員給与費の状況(令和5年度普通会計予算)

職員数 A	給与費			計B	一人当たり給与費 (B/A)	
	給料	期末・勤勉手当	諸手当			
正規職員	761(33)人	27億1,913万円	11億7,577万円	11億6,669万円	50億6,159万円	637.5万円
会計年度任用職員	138人	3億2,920万円	6,706万円	6,244万円	4億5,870万円	332.4万円

※4月時点の予算額で、退職手当および特別職(市長、副市長、議員、各種委員など)に支給される給与、報酬などを除く

※()内は、再任用短時間勤務職員数で、外数

※会計年度任用職員は、フルタイム職員のみ計上

職員手当

区分	内容(月額)
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に10%を乗じた額(職員1人当たり平均支給年額341,733円(令和4年度))
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500円 扶養親族である子 10,000円 扶養親族である父母など 6,500円 (扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算)
住居手当	借家・借間居住者 月額13,100円以上を支払っている職員に対し、100~30,000円支給
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関の利用者 6カ月定期分を一括支給。1カ月当たりの運賃が5,000円まで全額支給 交通用具使用者 自動車・自転車などの別、通勤距離に応じて4,100~25,200円 自動車駐車場利用の場合、利用料金の1/2支給(上限4,000円) 自転車・バイク駐輪場利用の場合、利用料金の1/2支給(上限1,500円)

区分	内容(年額)
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 職員全体に占める手当支給職員の割合 15.46%(令和4年度) 支給対象職員1人当たり平均支給額 9,232円(令和4年度) 支給額の多い手当 福祉業務手当、変則勤務手当 多くの職員に支給されている手当 変則勤務手当、園外活動業務手当
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 支給総額 4億5,608万円(令和4年度) 職員1人当たりの平均支給年額 693,127円(令和4年度)

内容	内訳	国の制度と異なる内容など
期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与などに相当する手当で、年間4.4月分支給される手当(会計年度任用職員は2.4月(期末手当のみ)、再任用職員は2.3月) (支給割合) 6月期 1.2月分、12月期 1.2月分、計 2.4月分 期末手当 1.0月分、勤勉手当 1.0月分、計 2.0月分	なし

区分	勤続年数	最高限度			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
		20年	25年	35年		
退職手当	自己都合	国	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		草津市	国と同じ			
	早期退職・定年	国	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
		草津市	国と同じ			

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
一般行政職	271,200円	303,900円	355,000円
高校卒	232,200円	272,900円	322,200円

一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長	課長補佐	課長	部長 副部長 主監	
職員数(人)	49	103	124	56	59	62	41	494
構成比(%)	9.9	20.9	25.1	11.3	11.9	12.6	8.3	100.0
前年の構成比(%)	11.2	19.5	24.7	12.7	10.8	12.4	8.7	100.0

3 職員の分限・懲戒処分

(令和4年度)

職員の意に反する降任・免職の状況
該当なし

懲戒処分者数
2人

休職処分の状況(延べ人数)
86人

1 職員の任免および職員数に関する状況

部門別職員の状況と主な増減理由

(単位:人)
(毎年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和5年	令和4年			
一般行政部門	議会	6(1)	6(1)	0(0)	
	総務企画	140(6)	144(9)	△4(△3)	
	税務	34(1)	33(2)	1(△1)	
	民生	223(5)	214(5)	9(0)	重層的支援事業の推進のため
	衛生	60(2)	65(3)	△5(△1)	新型コロナウイルスワクチン対策室の組織改編のため
	労働	3	3	0	
	農林水産	16(3)	17(2)	△1(1)	
	商工	7	8	△1	
	土木	104(1)	103(2)	1(△1)	
	小計	593(19)	593(24)	0(△5)	
特別行政部門	教育	150(3)	152(2)	△2(1)	
	小計	150(3)	152(2)	△2(1)	
公営企業等	水道	38(4)	38(5)	0(△1)	
	下水道	11	11	0	
	その他	26(1)	31(1)	△5(0)	
	小計	75(5)	80(6)	△5(△1)	
	合計	818(27)	825(32)	△7(△5)	

※地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含む、一般職の人数(令和5年「地方公共団体定員管理調査」調査要領に基づく)

※臨時職員・非常勤職員・会計年度任用職員を除く

※()内は、再任用短時間勤務職員で、外数

職員の採用・退職・再任用者数

(単位:人)

区分	職種	一般行政部門			特別行政部門(教育)			公営企業等			合計
		教育職	その他	水道	下水道	その他					
採用	R4.4.2~R5.3.31	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
	R5.4.1	20	6	9	1	0	0	0	0	36	
	合計	24	6	9	1	0	0	0	0	40	
会計年度任用職員(フルタイム)		113	0	0	0	0	0	0	0	113	

(単位:人)

区分	職種	一般行政部門			特別行政部門(教育)			公営企業等			合計
		教育職	その他	水道	下水道	その他					
退職	R4.4.2~R5.3.30	10	0	1	0	0	0	0	0	11	
	R5.3.31	24	6	4	2	0	0	0	0	36	
	合計	34	6	5	2	0	0	0	0	47	
再任用		21	0	3	4	0	0	1	0	29	

採用試験(令和4年度実施)

(単位:人)

職種	受験資格	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
上級建築職【令和4年7月1日採用】	平成4年4月2日~平成12年4月1日生	3	2	0	0
保健師【令和4年7月1日採用】◆	昭和62年4月2日~平成12年4月1日生	7	7	3	3
保育士・幼稚園教諭【令和4年7月1日採用】◆	平成5年4月2日~平成14年4月1日生	3	3	0	0
保育士・幼稚園教諭【令和4年10月1日採用】◆	平成5年4月2日~平成14年4月1日生	0	0	0	0
上級一般行政職【令和5年4月1日採用】	平成9年4月2日~平成13年4月1日生	191	168	11	7
上級土木職【令和5年4月1日採用】	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	5	4	1	1
上級建築職【令和5年4月1日採用】	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	0	0	0	0
上級化学職【令和5年4月1日採用】	平成9年4月2日~平成13年4月1日生	3	1	0	0
保育士・幼稚園教諭A【令和5年4月1日採用】◆	平成6年4月2日~平成15年4月1日生	25	22	8	7
保育士・幼稚園教諭B【令和5年4月1日採用】◆	昭和46年4月2日~平成6年4月1日生	10	9	0	0
初級一般行政職【令和5年4月1日採用】	平成13年4月2日~平成17年4月1日生	11	10	0	0
上級土木職【令和5年4月1日採用】★	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	1	1	1	1
上級建築職【令和5年4月1日採用】★	平成7年4月2日~平成13年4月1日生	2	2	0	0
社会福祉士【令和5年4月1日採用】◆	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	0	0	0	0
司書【令和5年4月1日採用】◆	昭和62年4月2日~平成13年4月1日生	14	10	1	1
文化財技師【令和5年4月1日採用】◆	平成7年4月2日~平成13年4月1日生	7	7	1	1
上級土木職【令和5年4月1日採用】★	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	1	0	0	0
初級土木職【令和5年4月1日採用】	平成13年4月2日~平成17年4月1日生	2	2	1	0
保育士・幼稚園教諭【令和5年4月1日採用】◆★	平成6年4月2日~平成15年4月1日生	3	2	0	0
上級一般行政職【令和5年4月1日採用】★	平成9年4月2日~平成13年4月1日生	45	31	5	5
上級土木職【令和5年4月1日採用】★	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	1	1	1	1
上級建築職【令和5年4月1日採用】★	平成7年4月2日~平成13年4月1日生	0	0	0	0
社会福祉士【令和5年4月1日採用】◆★	平成4年4月2日~平成13年4月1日生	2	2	1	0
保健師【令和5年4月1日採用】◆	昭和62年4月2日~平成13年4月1日生	7	5	4	4
司書【令和5年4月1日採用】◆★	平成13年4月1日生	23	17	1	1
保育士・幼稚園教諭【令和5年4月1日採用】◆★	平成6年4月2日~平成15年4月1日生	0	0	0	0

◆免許など別に要件あり ★追加募集

2 職員の給与の状況

(令和5年4月1日現在)

職員の平均給料月額

	一般行政職	技能労務職	会計年度任用職員
平均給料	303,000円	274,100円	201,000円
平均年齢	38歳5カ月	46歳8カ月	45歳5カ月

すべての人を大切にすまちに

町内学習懇談会をもとに「すべての人を大切にすまちに」

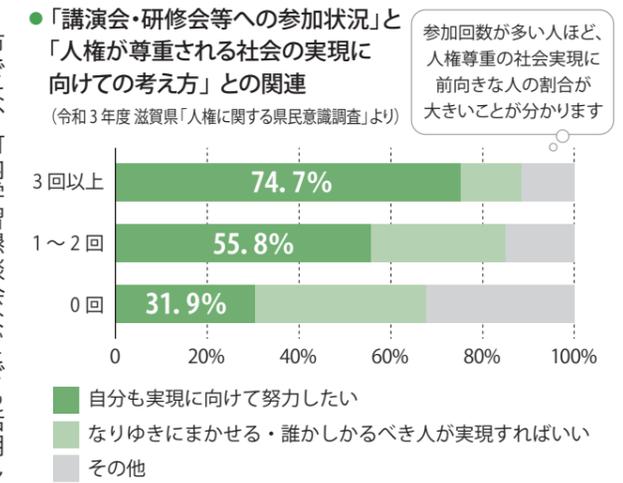
問 人権センター
(大路二、キラリエ草津3階)
☎563-1177、FAX563-7070

人権について学ぶことは、人権が尊重される社会の実現に大きく関わっています。令和3年に滋賀県で実施された「人権に関する県民意識調査」では、人権に関する講演会・研修会に参加した回数が多い人ほど、人権が尊重される社会の実現に対して努力したいと回答する割合が高くなっています(グラフ参照)。この結果から、長年

という狙いで進められています。町内学習懇談会では、暮らしの中にある偏見や差別の現実を振り返り、問題の解決のためにできることを話し合ってきました。そこから、誰もが安心して暮らしていける社会とはどのようなかを考えてきました。これが、私たちの日々の生活に生かされていることと思います。

町内学習懇談会とは
各町内会では、町内学習懇談会が10月から開催されることとされています。市では、昭和51年から町内学習懇談会が各町内会で開催されています。町内学習懇談会は、差別のない明るいまちづくりをめざして、一人一人の人権意識を高めるための学習の場として町内学習懇談会を位置付け、人権尊重のまちづくりに生かしています。

市では、町内学習懇談会などでも活用してもらったため、9月に学習教材「めざめ第46集」を全戸配布しています。今回は「子どもたちと共に考えたい 共に生きるわたしたちの未来」というテーマで作成しています。学習会での活用とともに、ご家庭でも読んでいただき、人権について考えるきっかけにしてもらえたらと思います。最後に、昨年度の町内学習懇談会で行った参加者の感想を紹介します。



続いて取り組んできた町内学習懇談会は、人権が大切にされる社会づくりに必要なものであり、私たちの住みよいまちづくりに生かされるものといえます。

調査期間：10月16日(月)～11月6日(月)
これまで取り組んできた人権・同和教育の成果と課題を明らかにし、これからの人権教育、啓発活動に生かしていくことを目的に実施します。
市内在住で18歳以上の人から無作為に選出した3千人
※対象者に調査資料を郵送します

「人権・同和問題」に関する市民意識調査にご協力をお願いします

このような町内学習懇談会の中で生まれた一人一人の気付きや学びは、まちづくりの財産です。今年度の町内学習懇談会で、新たな財産が共有されることが望まれます。

無意識のうちに差別してしまっていたことに気が付いた。
知らない間違った受け止めや判断につながる。
見た目で判断していたけど、それが決めつけであると参加して気が付いた。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間(標準)

区分	内容	
	常勤職員・再任用職員	会計年度任用職員
勤務時間	8:30~17:15 ※休日を除く	常勤職員と同じ
休暇制度	年次有給休暇	1年に20日(4月採用者は15日)
	病欠休暇	1年で取得できなかった場合は、翌年のみ繰越し可(最大20日)
	特別休暇	ケガや病気などで、どうしても出勤できないとき(最大90日) ※医師の診断書が必要
育児休業	育児休業法に基づく3歳に満たない子を養育する制度	ボランティア、結婚、忌引、産前産後など
		子が1歳(一定の場合は2歳)に達するまで

※病欠休暇の最大取得日数は、再任用職員は60日、会計年度任用職員は10日

年次有給休暇の使用状況

(令和4年1月1日~12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数*	平均取得日数	取得率
25,472日	8,385日	670人	12.5日	32.9%

※令和4年1月1日~12月31日の在職職員。当該期間の中途採用職員や退職職員、育児休業など休職の事由がある職員、派遣職員を除く

育児休業と部分休業の取得

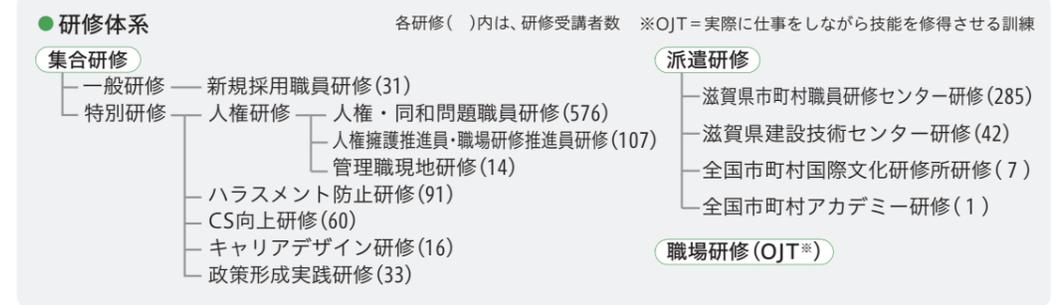
(単位:人)

部門	令和4年度中の育児休業取得状況(全職員)				令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況			
	育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児休業対象者数		部分休業取得者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
常勤職員	7	74	9	66	20	29	7	29
会計年度任用職員	0	8	0	0	0	4	0	4
合計	7	82	9	66	20	33	7	33

5 職員の研修と人事評価の状況

(1) 職員研修

研修は、職員の人格や教養を高め、市民全体の奉仕者にふさわしい能力や実践力を育成して、市行政の民主的、能率的な運営に貢献できるように計画し、実施しています。



(2) 人事評価の状況

市の人事評価制度は、職員の能力や業績を公正に把握し、主体的な職務の遂行や、より高い能力を持つ職員を育成するため、職員が果たすべき職務目標の達成状況を評価する「業績評価」と、職務を通じて発揮された能力や行動を評価する「行動評価」を実施しています。会計年度任用職員についても、人材育成による公務能率の増進と適正な人事管理の運営に資するため、人事評価を実施しています。

6 職員の福祉・利益の保護

職員の健康管理の主要事業

(単位:人)

名称	対象者	受診者数
定期健康診断	職員、会計年度任用職員、再任用	1,398
胃検診	35歳以上職員・40歳以上会計年度任用職員・再任用	682
大腸検診	35歳以上職員・40歳以上会計年度任用職員・再任用	652
子宮がん検診	20歳以上奇数年齢の女性職員・再任用	252
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員・再任用	323
計		3,307

公務災害・通勤災害の認定

(単位:件)

通勤災害	公務災害	計
5	7	12

公平委員会の報告事項

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

職員互助会

● 職員互助会とは
市職員は、市民の皆さんが健やかな生活を営むことのできるよう、市政の推進に努めており、そのためにも職員が健康で安心して職務に専念できるようにしていく必要があります。草津市職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、草津市職員互助会設置条例に基づき、職員の相互救済や福祉の増進を図るための組織として、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事業を実施しています。

● 職員互助会の会員数、経費など
令和5年4月時点の会員数は、約1,300人です。互助会の経費には、各職員が負担している「会費」と、市が公費から負担している「負担金」を充てています。

● 事業内容 事業費合計 2,577万9千円

文化その他の事業	職員手帳発行、福利厚生サービス事業、機関誌発行
給付事業	一般給付(結婚祝金、入学祝金、傷病見舞金、弔慰金、出産祝金、饗別記念品)

● 財源の主な内訳

会費	1,571万5千円(給料の4.0/1000)
負担金	668万6千円